

令和5年度茨木市障害児通所支援事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内の障害児通所支援事業所等に対し、市が給付金を交付することにより、物価高騰及び感染症対策に係る負担を軽減し、障害児通所支援等提供体制の維持・継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児通所支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1号に定めるサービスをいう。
- (2) 障害児相談支援 法第6条の2の2第7号に定めるサービスをいう。

(給付対象者)

第3 給付対象者は、第4の給付対象となる事業所を運営する法人とする。

(給付対象)

第4 給付対象となる事業所は、令和5年6月1日時点で茨木市の区域内に所在する大阪府から指定を受けている障害児通所支援を提供する事業所又は茨木市から指定を受けている障害児相談支援を提供する事業所（以下「事業所」という。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所は、対象外とする。

- (1) 本市が設置する施設の指定管理者として運営する事業所
- (2) 令和5年度茨木市介護サービス事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金交付要綱又は令和5年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金交付要綱の給付対象となる事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において運営している事業所
- (3) 休止中の事業所

(給付金額等)

第5 給付金の額は、1事業所につき100,000円とする。この場合において、事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において複数の事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて1事業所とみなすものとする。

2 この事業による給付金の交付は、1回限りとする。

(支給の申込み等)

第6 市長は、給付対象者に対し、令和5年度茨木市障害児通所支援事業所

等物価高騰・感染症対策支援給付金交付通知（様式第1号）により給付金の支給の申込みを行う。

- 2 給付対象者は、前項の申込みを受けた際、指定された期間に給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、給付対象者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（支給の方式）

第7 給付対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 茨木市障害児通所支援事業所等原油価格・物価高騰対応給付金口座振込方式 令和4年度に実施した茨木市障害児通所支援事業所等原油価格・物価高騰対応給付金振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 第6第3項の支給決定前までに、給付対象者が新規口座の登録または前号の指定口座の変更を令和5年度茨木市障害児通所支援事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金振込口座届出書（様式第2号）により届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

（立入検査）

第8 市長は給付金の執行の適正を期するため、その職員に、給付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第9 給付金の交付を受けた者は、当該給付金に係る収入及び物価高騰・感染症対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 給付金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第10 給付金の交付を受けたものは、当該給付金に係る収入及び物価高騰・感染症対策に係る支出に関する書類及び帳簿等を、当該給付が行われた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（給付の取り消し等）

第11 市長は、給付金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第12 市長は、給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から実施する。
- 2 この要綱は、令和5年度茨木市障害児通所支援事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金支給事務が終了した日にその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第6の規定により補助金の支給の申込みを行った給付金に対する第8から第13までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。